平成２２年（フ）第２３０８号
福岡市南区西長住２丁目40番10号
債務者　船越　一也
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５１９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵307番地１メゾン・ド・セリシエ101号
債務者　相良　晃宏
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５８３号
福岡市南区向野１丁目15番３号
債務者　島長　正造
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６１７号
福岡県筑紫野市大字山家2768番地15
債務者　徳永　一明
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３６号
福岡県筑紫野市二日市中央５－２－１、登録原票上の住所福岡県朝倉郡筑前町下高場627番地９
債務者　田代美智子ことスナック千姫こと　崔　玉連
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７５８号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目15番１号第一コーポ新恵101号
債務者　谷崎　友幸
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９９号
福岡県糸島市前原西５丁目３番１号101
債務者　中川　康弘
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０２号
福岡市南区弥永４丁目１番71―106号
債務者　尹田　重夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２２号
福岡市博多区元町２丁目２番１―127号
債務者　佐々木せい子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２５号
福岡県筑紫野市二日市西１丁目13番６―503号
債務者　関田喜世子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８５７号
福岡市早良区城西３丁目７番９―102号
債務者　立野　嘉浩
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６２号
福岡県筑紫野市針摺西２丁目５番17号　ウイング21街道Ａ103号
債務者　山内　和富
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８９号
福岡県宗像市池田3106番地１桜町団地109棟２号
債務者　藤井　千夏
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９０号
福岡市中央区平尾２丁目13番23号
債務者　栂野　　保
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９１号
福岡市中央区平尾２丁目13番23号
債務者　栂野　京子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１０号
福岡県糸島市前原南１丁目７番12号　５
債務者　浦田　真耶
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１１号
福岡県糸島市前原東３丁目13番28号
債務者　八坂武登美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部